第133期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

株主資本等変動計算書
個別注記表
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

株式会社 岩手銀行

第133期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	12,089	4,811	4,811
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,089	4,811	4,811
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
当期純利益	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	12,089	4,811	4,811

（単位：百万円）

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,278	836	110,080	8,444	126,639	△ 3,734	139,806
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△ 1,129	△ 1,129	—	△ 1,129
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,278	836	110,080	7,315	125,510	△ 3,734	138,677
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△ 1,065	△ 1,065	—	△ 1,065
固定資産圧縮積立金の積立	—	166	—	△ 166	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△ 46	—	46	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	4,000	△ 4,000	—	—	—
当期純利益	—	—	—	7,338	7,338	—	7,338
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 6	△ 6
自己株式の処分	—	—	—	△ 0	△ 0	3	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	119	4,000	2,153	6,272	△ 3	6,269
当期末残高	7,278	956	114,080	9,468	131,783	△ 3,737	144,946

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	32,065	△ 418	31,647	55	171,508
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△ 1,129
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,065	△ 418	31,647	55	170,379
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 1,065
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	7,338
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 6
自己株式の処分	—	—	—	—	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,322	△ 870	15,451	43	15,495
当期変動額合計	16,322	△ 870	15,451	43	21,764
当期末残高	48,388	△ 1,289	47,098	98	192,144

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準および評価方法

   商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準および評価方法

   (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式および関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

   (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

   (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

   有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

   また、主な耐用年数は次のとおりであります。

   建　物　３年～30年

   その他　３年～20年

   (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

   無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

   (3) リース資産

   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

   なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

   外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が８０９百万円減少、退職給付引当金が９３５百万円増加し、繰越利益剰余金が１，１２９百万円減少しております。また、当事業年度の経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ６４百万円増加しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額　　１３百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に７３，５００百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は１，００７百万円、延滞債権額は２６，４９７百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は１１８百万円であります。
　なお、３カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は１０，０７４百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は３７，６９８百万円であります。
　なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、３，７２５百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	１２０，７４６百万円
その他資産	７０百万円
担保資産に対応する債務	
預金	２８，６４８百万円
コールマネー	１０，０００百万円
借用金	３，７２５百万円

　上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券４３，１０２百万円およびその他資産３百万円を差し入れております。
　また、その他の資産には、保証金は１０５百万円および敷金は１７７百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、６８５，１３２百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが６４７，３８８百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額　３５，７２３百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　１，０３０百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金１０，０００百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は１，６９０百万円であります。
14. 取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権総額　４百万円
15. 関係会社に対する金銭債権総額　２，１２６百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額　３，８６３百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	１６百万円
役務取引等に係る収益総額	２６百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	３百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	１百万円
役務取引等に係る費用総額	３８１百万円
その他の取引に係る費用総額	７６３百万円

2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下および地価の下落等により、以下の資産８か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額１４百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区　分	地　域	主な用途		種類		減損損失
稼動資産	岩手県内	社宅建物	２か所	建物		４百万円
遊休資産	岩手県内	遊休土地	６か所	土地		１０百万円
合　計						１４百万円
					(うち土地	１０百万円)
					(うち建物	４百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

3. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

種類	会社等の名称または氏名	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	菊地哲志	当行取締役の近親者	－	資金の貸付	証書貸付	－	貸出金	13

取引条件および取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	738	1	0	738	注1、2
合計	738	1	0	738	

注1　普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2　普通株式の自己株式の減少は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による減少であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成27年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	31,946	34,522	2,576
	社債	1,755	1,786	31
	その他	6,437	6,558	120
	小計	40,138	42,867	2,728
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	1,159	1,154	△5
	小計	1,159	1,154	△5
合計		41,298	44,021	2,722

3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式（平成27年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式および関連法人等株式

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	10
関連法人等株式	3
合計	13

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式および関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	50,372	23,224	27,147
	債券	1,069,899	1,034,520	35,379
	国債	450,452	437,639	12,813
	地方債	266,787	251,089	15,697
	社債	352,659	345,790	6,868
	その他	148,170	138,458	9,711
	小計	1,268,442	1,196,203	72,239
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,218	1,286	△67
	債券	17,037	17,078	△40
	国債	－	－	－
	地方債	1,100	1,100	－
	社債	15,937	15,978	△40
	その他	55,545	57,207	△1,662
	小計	73,801	75,572	△1,770
合計		1,342,244	1,271,776	70,468

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	1,137
その他	2,874
合計	4,011

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	814	246	0
債券	27,482	519	114
国債	15,524	350	－
地方債	4,510	110	－
社債	7,446	57	114
その他	128	33	－
合計	28,425	798	114

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、８３百万円（うち、株式８３百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、（１）個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて50％以上下落した場合、（２）個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて30％以上50％未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合であります。

（１）株式

① 時価が事業年度末日以前１年間にわたり、取得原価に対し一度も70％超の水準まで回復していない場合

② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合または２期連続で損失を計上している場合

③ 事業年度末日時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（２）投資信託

① 時価が事業年度末日以前１年間にわたり、取得原価に対し一度も70％超の水準まで回復していない場合

② 事業年度末日時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（３）債券および信託受益権

取得時に比べて取得格付けが２ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（平成27年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,985	－

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	１，５２１百万円
退職給付引当金	３，１３９
減価償却費	１，１９０
有価証券	６９８
その他	１，８８０
繰延税金資産小計	８，４３１
評価性引当額	△１，６０９
繰延税金資産合計	６，８２１
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△２２，０７９
固定資産圧縮積立金	△４５１
その他	△１
繰延税金負債合計	△２２，５３２
繰延税金負債の純額	△１５，７１１百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.0%となります。この税率変更により、繰延税金負債は１，６５７百万円減少し、その他有価証券評価差額金は２，２７４百万円増加、繰延ヘッジ損益は６２百万円減少し、法人税等調整額は５５３百万円増加しております。

(１株当たり情報)

１株当たりの純資産額	１０，８１４円０５銭
１株当たりの当期純利益金額	４１３円２４銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	３７１円０６銭

第133期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,089	4,811	127,230	△ 3,738	140,392
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△ 1,129	—	△ 1,129
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,089	4,811	126,101	△ 3,738	139,263
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 1,065	—	△ 1,065
当期純利益	—	—	7,354	—	7,354
自己株式の取得	—	—	—	△ 6	△ 6
自己株式の処分	—	—	△ 0	3	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	6,288	△ 3	6,284
当期末残高	12,089	4,811	132,389	△ 3,742	145,548

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	32,074	△ 418	△ 1,529	30,126	55	170,574
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△ 1,129
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,074	△ 418	△ 1,529	30,126	55	169,445
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 1,065
当期純利益	—	—	—	—	—	7,354
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 6
自己株式の処分	—	—	—	—	—	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,327	△ 870	1,463	16,919	43	16,963
当期変動額合計	16,327	△ 870	1,463	16,919	43	23,248
当期末残高	48,401	△ 1,289	△ 65	47,046	98	192,693

連結注記表

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等および関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項および銀行法施行令第４条の２に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項
   連結される子会社および子法人等　１社
   会社名
   いわぎんビジネスサービス株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
   持分法適用の関連法人等　３社
   会社名
   いわぎんリース・データ株式会社
   株式会社いわぎんディーシーカード
   株式会社いわぎんクレジットサービス

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準および評価方法
   商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準および評価方法
   (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
   (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
   (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
   有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
   また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　３年～30年
   その他　３年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。なお、連結子会社は簡便法を採用しております。

11. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

13. 消費税等の会計処理

当行ならびに連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が８０９百万円減少、退職給付に係る負債が９３５百万円増加し、利益剰余金が１，１２９百万円減少しております。また、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ６４百万円増加しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に７３，５００百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は１，００７百万円、延滞債権額は２６，４９７百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は１１８百万円であります。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は１０，０７４百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は３７，６９８百万円であります。

   なお、上記２.から５.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は３，７２５百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	１２０，７４６百万円
その他資産	７０百万円
担保資産に対応する債務	
預金	２８，６４８百万円
コールマネー	１０，０００百万円
借用金	３，７２５百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券４３，１０２百万円およびその他資産３百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金１０５百万円および敷金１７７百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、６８５，１３２百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが６４７，３８８百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ･フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産･有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額　３５，７２３百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額　１，０３０百万円

11. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金１０，０００百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は１，６９０百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益２４６百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、債権売却損３５０百万円、株式等償却８４百万円を含んでおります。
3. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下および地価の下落等により、以下の資産８か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額１４百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区　分	地　域	主な用途		種類		減損損失
稼動資産	岩手県内	社宅建物	２か所	建物		４百万円
遊休資産	岩手県内	遊休土地	６か所	土地		１０百万円
合　計						１４百万円
					(うち土地	１０百万円)
					(うち建物	４百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,497	－	－	18,497	
合計	18,497	－	－	18,497	
自己株式					
普通株式	740	1	0	740	注1、2
合計	740	1	0	740	

注1　普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2　普通株式の自己株式の減少は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	－					98
合計		－					98

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月20日定時株主総会	普通株式	532百万円	30円	平成26年３月31日	平成26年６月23日
平成26年11月14日取締役会	普通株式	532百万円	30円	平成26年９月30日	平成26年12月10日
合計		1,065百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成27年６月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 621百万円
② １株当たりの配当額 35円
③ 基準日 平成27年3月31日
④ 効力発生日 平成27年6月24日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等、主として銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループが主たる事業とする銀行業務においては、預金やコールマネー等による資金調達を行う一方で、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。よって、当行グループの金融資産および金融負債は金利変動の影響を受けやすいことから、金融市場環境の変化によって損失を被る市場リスク（金利リスクや価格変動リスク等）を有しているほか、資金繰りに困難が生じるリスクも有しております。

このため、資産・負債の状況と金融市場等の動向を踏まえ、資金繰りや投資方針に合わせて、収益とリスクのバランスを適切にコントロールするための「資産・負債の総合管理（ＡＬＭ)」を行っており、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の企業および個人に対する貸出金や投資有価証券であります。

貸出金は、信用供与先の債務不履行による貸倒発生等の信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における業種別の貸出金構成比では、地方公共団体が最も多く、次いで個人、製造業、卸・小売業などとなっており、概ね各業種に分散されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的、満期保有目的および事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスクおよび市場価格の変動リスク等に晒されております。

預金や社債、コールマネー等の負債は、資産との金利または期間のミスマッチによる金利の変動リスクを有しております。また、予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクを有しているほか、市場全体の信用収縮等の混乱により、必要な資金が調達できなくなったり、当行グループの信用力によっては通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクを有しております。

デリバティブ取引には、ＡＬＭの一環として行っている金利スワップ取引があります。当行グループでは、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に金利スワップの特例処理を行っているものがあります。

なお、連結子会社では、預金および譲渡性預金を除き、有価証券等の金融資産は保有していないほか、借入金等もございません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、融資事務および信用リスク管理に関する内部規程に従い、貸出金等について個別案件ごとの与信審査、融資条件の決定、また信用供与先ごとに内部格付、与信限度額、問題債権への対応などの与信管理体制を整備し運用しております。

これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部、リスク統括部により行われ、定期的に取締役会へ付議・報告を行っております。また、行内格付や貸出金ポートフォリオのモニタリングを行い、信用リスク定量化結果とともに四半期毎に信用リスク委員会へ報告しております。さらに、与信管理の状況については、行内の監査部門による厳正なチェック体制を構築しております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、市場金融部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当行グループではＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しており、資金運用会議や金利検討部会における協議を踏まえ、ＡＬＭ委員会において、その実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、ギャップ分析や金利感応度分析を基本とし、ＢＰＶ（ベーシス・ポイント・バリュー）、ＶａＲ（バリュー・アット・リスク）等の手法を用いてモニタリングを行い、月次ベースでＡＬＭ委員会に報告しております。なお、ＡＬＭの一環として、金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

（ⅱ）為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、通貨スワップ取引および為替スワップ取引等を利用しております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

有価証券投資に係る価格変動リスクについては、市場関連リスク管理規程に基づき、一定の保有期間と信頼区間に基づくＶａＲを日次で計測し、そのリスク量が自己資本の一定額に収まっているかを把握し管理しております。また、半期毎に総合損益ベースならびに実現損益ベースの損失限度額と投資限度額を定めており、日次でそれぞれの計測を行い管理しております。これらの情報はリスク統括部を通じて、経営者に対し日次で報告しております。

市場金融部における有価証券投資については、市場業務運用基準ならびに投資基本方針に定める投資対象ならびに投資ガイドラインに基づき行われており、投資後の継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、市場環境や投資状況については、リスク統括部を通じて、経営者に対し定期的に報告しております。

（ⅳ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ取引取扱規程ならびに市場業務運用基準において、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理について担当する部門と役割を明確に定め、内部牽制を確立のうえ実施しております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

（ア）市場運用部門の金融商品

当行グループでは、債券、株式等の保有する有価証券ＶａＲ算定にあたり、分散・共分散法を採用しております。算定にあたってのパラメータは、次のとおりであります。

	保有期間	信頼区間	観測期間
債券（投資勘定）	3ヵ月	99%	1年
純投資株式	3ヵ月	99%	1年
政策投資株式	6ヵ月	99%	1年
投資信託	3ヵ月	99%	1年

平成27年3月31日現在で、当行の市場運用部門における市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で３４，７７５百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するＶａＲと実際の損益またはポートフォリオを固定した仮想損益を比較するバックテスティングを実施しております。平成26年度に関して保有期間１日のＶａＲを用いて実施したバックテスティングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率下での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（イ）預金、貸出金等の金融商品

当行グループでは、預金、貸出金等のＶａＲ算定にあたり、分散・共分散法（保有期間６カ月、信頼区間99%、観測期間１年）を採用しております。

平成27年３月31日現在で、当行グループの預金、貸出金等の金利リスク量（損失額の推計値）は、全体で２，１４９百万円であります。

算定にあたっては、対象の金融資産と金融負債を金利満期日に応じて適切な期間に割り振ったキャッシュ・フローと、期間毎の金利変動幅を用いております。ただし、ＶａＲは、過去の金利変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率下での金利リスク量を計測しており、合理的な想定幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループにおける流動性リスク管理は、資金繰りリスク管理規程において定量的な基準に基づき判定される状況別の管理手続きを定めており、適切に全体の資金繰り管理を行っております。また、半期毎に支払準備額の下限値を定め、日次でモニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	274,895	274,895	－
(2) コールローンおよび買入手形	105,000	105,000	－
(3) 買入金銭債権	6,094	6,184	90
(4) 金銭の信託	4,985	4,985	－
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	36,104	38,736	2,632
その他有価証券	1,342,244	1,342,244	－
(6) 貸出金	1,741,015		
貸倒引当金（※１）	△6,317		
	1,734,698	1,737,433	2,735
資産計	3,504,022	3,509,480	5,458
(1) 預金	3,053,744	3,054,165	420
(2) 譲渡性預金	216,023	216,024	0
(3) コールマネーおよび売渡手形	10,000	10,000	－
(4) 借用金	13,837	13,941	103
(5) 新株予約権付社債	12,017	11,956	△60
負債計	3,305,622	3,306,087	465
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(80)	(80)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,131)	(3,105)	(1,973)
デリバティブ取引計	(1,211)	(3,185)	(1,973)

（※１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（※２）　その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引および特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金および約定期間が短期間（１年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローンおよび買入手形

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、発行期間が１年以内の信託受益権ならびにクレジット買入金銭債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入金銭債権のうち発行期間が１年超のものについては、業者による評価とし、証券会社、銀行等の店頭において成立する価格（気配値を含む）を時価としております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、割引現在価値とし、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類および内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合などに想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、および (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネーおよび売渡手形

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（5）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※１）（※２）	1,571
② 組合出資金等(※３)	2,874
合 計	4,445

（※１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※２） 当連結会計年度において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。

（※３） 組合出資金等については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることなどから、時価開示の対象とはしておりません。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号)が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から、平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.0%となります。この税率変更により、繰延税金負債は１，６５６百万円減少し、その他有価証券評価差額金は２，２７４百万円増加、繰延ヘッジ損益は６２百万円減少、退職給付に係る調整累計額は１百万円減少し、法人税等調整額は５５４百万円増加しております。

(１株当たり情報)

１株当たりの純資産額	１０，８４６円２６銭
１株当たりの当期純利益金額	４１４円１５銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	３７１円８７銭